

政経研究時報

No. 18-2 (2015. 10)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

理事長挨拶	鶴田満彦	1
戦後70年——安倍首相談話と歴史の語り継ぎ	鶴田満彦	3
富岡幸雄先生の「法人税空洞化の現状とその再建提案」を聞いて	塩沢俊之	5
空襲・戦災を記録する会全国連絡会議第45回東京大会の報告		10
写真に見る東京空襲の被害——東方社撮影の東京空襲被害写真について	井上祐子	12
研究所の動向（2015年4月～6月）		16

理事長挨拶

鶴田 満彦

(つるた・みつひこ 政治経済研究所 代表理事・理事長)

公益財団法人 政治経済研究所は、2015年6月17日に評議員会を開催し、任期満了に伴う役員および評議員の改選を行い、新役員および新評議員を選任しました。この評議員会の直後に開催された新役員による理事会で、鶴田満彦が、山口孝前代表理事・理事長の後任として新代表理事・理事長に選出されました。

終戦後70年の夏、しかも政府提出の安全保障関連法案が日本を世界のどこでも戦争に参加できる戦争国家にし、平和憲法を完全に破壊しようとしているということで、異常に長期に延長された国会の内外で1960年安保を上回ると言われる程の広範な反対の声と運動が盛り上がっているときに、69年の伝統ある政治経済研究所の代表を務めることに大きな責任を感じます。

政治経済研究所は、日中戦争下の1938年に時の首相近衛文麿の主導のもとで設立された財団法人東亜研究所の後身として、敗戦後の1946年8月に創設されました。創設時の役員は、末弘巖太郎、大内兵衛、平野義太郎、近藤康男、森戸辰男、小林義雄、金森徳次郎ら日本国憲法に具現化されている平和主義と民主主義のもとに戦後改革をリードした人々でした。安倍首相が「戦後以来の大改革」と称して戦後改革の巻き戻しを強行しようとし、「戦後70年談話」に見られるような歴史の修正と改竄をはかっている現在、「内外の政治・経済・社会・文化の状況に関する調査研究」を通じて戦後改革の成果を維持・発展させていくことは、創設時の先輩はもとより、現在および将来の社会に対する当研究所の重要な責務であると考えます。

政治経済研究所は、国立研究開発法人である理化学研究所や独立行政法人であるジェトロ・アジア経済研究所などとは違って、政府からなんらの資金的助成も受けていない純然たる民間の財団法人です。

しかし、2011年10月に内閣府の認定を受けて公益財団法人に移行しましたから、当法人が行なう学術的な調査研究や戦災資料収集・展示などの公益事業については、会員や協力者から一定の範囲で税額控除・所得控除となる寄付金を受納することができます。社会の不特定多数の人々にとっては、政府に対して軍備や政党助成にも使われる可能性がある税金を納めるか、協力したい公益法人に対して寄付をするかという選択の幅が広がったわけであって、当法人としては、当法人の行う公益事業への参加者、協力者、理解者を拡大し、積極的に公益事業を推進できるように財政基盤を強固にする必要があります。

公益事業に関しては、当法人は調査研究機関としての政治経済研究所と、附属機関としての東京大空襲・戦災資料センターを管理・運営していますが、両者ともに注目すべき成果をあげています。その一端だけを示すならば、政治経済研究所は、年2回刊の『政経研究』と年3～4回刊の『政経研究時報』を刊行しています。最近号で104号を数える『政経研究』は、政治、経済、社会、文化、歴史といった領域をカバーし、「東日本大震災」や「現代の貧困」などの特集論文や査読付き論文、評論、書評を掲載する学術ジャーナルとして、学界では重要な地歩を占めています。さらに同研究所は、2004年にはアンガス・マディソンの『経済統計で見る世界経済2000年史』を翻訳して、柏書房より刊行し、多くの研究者の参照を得ましたが、本年（2015年）6月には、マディソンの最後の著書『世界経済史概観 紀元1年～2030年』の翻訳書（503ページ）を完成し、岩波書店より刊行しました。さらに安倍政権の安保関連法案が延長国会で廃案になるかどうかの大詰めの際の9月19日には、公開研究会（報告者＝浦

田賢治早稲田大学名誉教授・政治経済研究所監事、テーマ＝戦後70年「戦争と平和」の法制を再審理する——憲法学の立場から）を早稲田大学で開催します。

2002年に作家早乙女勝元氏らの尽力で当法人の附属機関として設立された東京大空襲・戦災資料センターは、70年前の3月10日の大空襲をはじめとする戦災の資料を記録し、保存・展示・研究する東京の平和ミュージアムで、今や東京の名所の一つとして修学旅行生の必須の訪問先となり、開館以来の訪問者総数は15万人を超えました。同センターは、毎年、3月の「東京大空襲を語り継ぐつどい」や8月の「夏の特典企画」を開催していますが、本年（2015年）1月、警察や軍関係者の撮影した写真をも含む『決定版 東京空襲写真集——アメリカ軍の無差別爆撃による被害記録』を編集・作成し、勉誠出版より刊行したところ、高価な本であるにもかかわらず、3月には刷を重ねることができました。

公益財団法人政治経済研究所は、ビル&メリнда・ゲイツ財団やトヨタ財団に比べれば、極貧の財団にすぎませんが、当法人の目的に賛同し、自発的に研究員、研究会員、維持会員、さらには事務局員として当法人の事業をサポートしている人的資源こそ、当法人の最大の資産です。この貴重な人的資源を活用して公益事業を一層積極的に展開するとともに、当法人の事業に参加するなかで人的資源がさらに豊富化し、成長していくことを願うものです。

2015年8月22日

戦後70年——安倍首相談話と歴史の語り継ぎ

鶴田 満彦

(つるた・みつひこ 政治経済研究所 代表理事・理事長)

今年には第二次世界大戦終了後70年に当たるということで、15年にも及んだ日中～アジア・太平洋戦争とは何であったのか、安倍首相はどのような談話を発表するのか、そのなかに侵略・植民地支配・反省・お詫びというキーワードが入るかどうかが関心を呼んだ。8月14日に発表された談話を読んで、私は失望するよりも驚いた。確かに事変、戦争と並べて侵略という語は出ているが、日中～アジア・太平洋戦争が日本による侵略戦争であったとは書いていない。「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」は、これまで我が国が表明してきたという事実を述べたに過ぎず、戦後世代には「謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」とも書いているのだから、まぎれもなき戦後世代である安倍首相は謝罪する必要がないということだろうか。植民地支配に至っては「日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました」と書いて、欧米先進諸国が植民地支配の先輩であることを指摘することで朝鮮、中国、アジア諸国に対する日本の植民地支配を相対化し、日露戦争こそそのような侵略・植民地支配の第一歩であったことを隠蔽・歪曲している。

さらに気になったのが、二度も出てくる「(新しい) 国際秩序への挑戦者」という表現である。すなわち、1930代～45年までの日本を「(新しい) 国際秩序への挑戦者」として、どちらかと言えば肯定的に特徴づけているのである。挑戦 challenge は、日本語でも英語でも「困難な、やりがいのある仕事に立ち向かう」という意味をも含んでいる。新聞でも「リオ五輪への挑戦」などと使う。ナチスの「生存圏」とか、東條英機の「大東亜共栄圏」はまさに米英主導の第一次大戦後秩序

に対する新しい国際秩序をめざすもので、ナチスや日本軍国主義にとっては、困難だがやりがいのある仕事だったのであろう。まさか今の安倍首相が「大東亜共栄圏」に共感しているとは思えないが、このような誤解を招かないためにも、「挑戦者」という両義的な言葉を使うのではなく、はっきりと「国際秩序の破壊者」というべきであったろう。ナチス・ドイツや軍国主義日本は、当時の国際秩序を破壊しようとして当然にも敗北し、その結果を基礎に第二次大戦後国際秩序が構築されたのである。

このような談話が歴史的文書となり、その意味で歴史を形成することになるのかと思うと、あきれたり、驚いたりばかりもしてられない。正確な言葉で真実の歴史を書き記し、後世に語り継いでいくことの重要性をあらためて痛感する。この点は、とくに庶民にとっての戦争と平和の歴史について言えるように思われる。

今から45年前の1970年に、北山修さん作詞で、ジローズが歌った「戦争を知らない子供たち」というフォークソングがヒットしたことがある。この歌は、戦争が終わってから生まれ、平和の歌を口ずさみながら、平和のなかに生きている子供たちを励ます歌で、私も好きな歌の一つだが、平和の歌をいつまでも歌うことができるためには、戦争を知らなければならぬと思う。この歌にも、実は戦争を知らない子供たちに戦争を知ってもらいたいという意図が秘められていたのではないか。

この世には、多くの不合理があるが、国と国との紛争のために人間どうしが殺し合う戦争は、最大の不合理だ。日本の自衛隊が世界のどこでも、どんな状態のもとでも米国の

戦争に参加することを可能にする安倍政権の安全保障関連法案に反対している SEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動）の学生が「戦争には行きたくない」と言ったのは、「人を殺すのも、人に殺されるのも嫌だ」という至極当たり前のことを言うだけで、「国を守るために戦争に行くのを拒否するのは、極端な利己主義だ」と言った自民党議員（後に金銭問題で離党）の方が異常である。

平和を守るためにも恐ろしい、そして醜い戦争の記憶を語り継いで、次の世代、さらにはその次の世代に知的遺産として残していかなければならない。こういう人から人への語り継ぎこそが、平和のための最大の安全保障である。公益財団法人政治経済研究所は、東京大空襲・戦災資料センター（館長＝早乙女勝元氏）を保有・管理していて、夏休みには、大空襲被災者の若い世代への語り継ぎのイベントを開催している。こういうイベントやそのための努力の積み重ねこそが、庶民のための真実の歴史を刻んでいくのだろう。

今年の8月13日のイベントに私は参加し、清岡美知子さんの空襲体験の話と埼玉大学学生による紙芝居と朗読を聞いた。清岡さんは、1945年3月10日の東京大空襲当時21歳、浅草馬道に住み、和文タイピストとして東京都経済局食糧課で働いていた。父親はもともと寄席の芸人だったが、当時は防空団長をやっていた。姉は長唄のお師匠さんで、お弟子さんを何人ももっていた。母親は専業主婦で、4人家族をまとめていた。典型的な浅草のファミリーである。大空襲の夜、清岡さん一家は言問橋の下に逃げ、後から来る人並みに押されて隅田川の水中にまで入り、他の家族とはバラバラになった。ようやく母と巡り合い、戦火に追われ、寒さに震えながら、屍臭立ちこめる避難場所の墨田公園にたどりついた。翌日、変わり果てて遺体となった父と姉に再会した。「あの時、一生分の涙を流してしまったので、あれ以来泣いたことはないのです」と91歳の清岡さんは明るく言い、戦争

による悲劇を繰り返さないためにも安倍政権の安保法制案を廃案にしましょうと結んだ。

講演後、次の紙芝居までの間、たまたま隣り合わせに座った清岡さんと数分間の話をした。私が「清岡さんは多い名前ではないのですが、元法政大学教授で、『アカシアの大連』で芥川賞を受賞した清岡卓行さんとはご関係があるのでしょうか？」と尋ねたところ、清岡さんは「卓行は夫の弟、つまり義弟です。卓行のことをよく覚えていましたね」と言われた。清岡卓行氏は、私より10歳程年長で面識もなかったが、同じ満州生まれであり、大学紛争時代に50歳近くになって芥川賞ももらった大学教授作家・詩人として記憶に残る存在だった。

埼玉大学学生による紙芝居は、「あおよ、かえってこい」（早乙女勝元原作）と「のびる、のびる」の2編で、文も絵もよくできていたが、ボランティアの学生たちの大部分が有機農業研究会に属し、当日も出席していた本城昇埼玉大学名誉教授や壮年の社会人大学院生の指導のもとに世代を超えたコラボレーションを築きあげていることが感動的だった。

8月13日のイベントの開会にあたって、私は公益財団法人政治経済研究所を代表してオープニング・メッセージを述べたが、その最後の部分で、第二次大戦中のフランスのレジスタンス詩人、ジャン・タルジューの詩を引用した。そのタルジューの詩を再掲してこの小文を結ぶこととしたい。なお、この詩の訳者の渡辺一夫氏は、前掲の清岡卓行氏の東京大学文学部学生時代の指導教授である。

死んだ人々は、還ってこない以上、生き残った人々は、何が判ればいい？

死んだ人々は、嘆く術（すべ）もない以上、生き残った人々は、何を嘆いたらいい？

死んだ人々は、もはや黙ってはいられぬ以上、生き残った人々は沈黙を守るべきなのか？

（渡辺一夫訳、1949年8月31日）

本稿は、「政経研メールニュース 2015.8.18」に掲載された拙稿を補正したものである。

富岡幸雄先生の「法人税空洞化の現状とその再建提案」を聞いて

塩沢 俊之

(しおざわ・としゆき 政治経済研究所 理事・主任研究員)

さる5月14日(木)午後、明治大学研究棟(神田駿河台)で、公益財団法人政治経済研究所主催の公開研究会が開かれ、中央大学名誉教授の富岡幸雄氏による講演「法人税空洞化の現状とその再建提案——核心を衝き方向を誤らない改革を願う」と質疑応答が行われました。昨年秋に文春新書で出版され話題になっている『税金を払わない巨大企業』の講演が聞ける時宜にかなったテーマで盛会な研究会となりました。

富岡氏の講演は、新書の内容と出版をめぐるエピソードおよびそれ以降の研究成果を踏まえたものでした。

講演は、①現行法人税制の欠陥状況と改革、再建のあり方、②巨大企業の正しい納税と財政健全化の正道の二つの柱で行われ、大要は次のような内容でした。

メインタックスに欠陥

はじめに富岡氏は新書を出版した思いについて次のように述べました。「私は、消費税のような普遍的な間接税は、租税の基本理念に反すると考えている。それゆえに、“大型間接税不要論”を強硬に展開してきました。日本の税制の欠陥は、メインタックスである所得課税に欠陥がある。所得税の欠陥を是正できれば、消費税は不要である。たとえ消費税を導入するにしても、その前にやるべきことがある。それは、本来大企業が納めるべき税金を納めなくてすむ法制の歪みと徴税の怠惰を改め、正常化することである。国民いじめの消費税を第一に考えるべきではない」

さらに同氏は次のように述べました。1987年の第3次中曽根内閣の売上税の導入の際、

私は当時の9大商社のうち7社が大きな利益を計上しながら法人税を払っていないことを、月刊『文藝春秋』(1987年3月号)で「税金を払わない大企業リスト」として発表しました。2014年4月から消費税を5%から8%に引き上げれば税収増が4兆円強になる見通しが示された時、私はその増額分以上の税金を大企業が払っていない実態を研究していたので、文藝春秋の勧めで2013年末に原稿を仕上げ、14年9月の出版にこぎつけた。この本に出版社がつけた「ソフトバンク0.006%、純利益788億8,500万円⇒納税額500万円」、「ユニクロ6.92%、純利益756億5,300万円⇒納税額52億500万円」との帯をみて、昔の同僚や友人などから、「企業から訴えられるのでは」、「身辺に気をつけろ」などの忠告を頂いた。

税は、メイタックスである所得課税を基本に所得税、法人税を中心とするものにしなければならない。消費税が導入されて27年、政府は、税制改革と言えば、取りやすい消費税を増税し、扱いにくい法人税の抜け穴を拡大、放置してきたため、法人税の空洞化を招いてきた。以上の基本的見解を述べた上で富岡氏は、法人税の空洞化の現状——企業課税の空洞化の実態について徹底的にメスを入れる必要性を強調しました。

税金を払っていない大企業

最初に富岡氏は現行法人税制の欠陥について話をされました。富岡氏は、政府関係機関やマスコミで報じられている「日本の法人税の税負担が国際的に比較して高い」という発想は誤りで「的外れ」である。税金を払って

いない大企業の真実の実態を分析することが不可欠の前提である。実際は、驚くほど軽い大企業の法人税の負担の実態を解明することが必要だ。

同氏は法人税の「実効税率」の用語に誤りがあるとし、以下のように述べました。これは税法上に定められている税率のことで、正しくは「法定税率」、厳密には「法定正味税率」というべきだ。実効税率は、個別企業が現実に獲得した企業利潤に対する実際の納税額の負担割合で「実効負担率」と呼称すべきであり、「法定正味税率」を「法人税の実効税率」などという、マスコミによる誤用が事態を混乱させる現象の要因である。今では、財務当局も意図的に使い混乱を拡大させている。

現在の法人税率の議論は、「法人税の真の実態」を理論的な、門技術的に十分分析していない。真の実効税負担率の実相についての科学的分析が必要である。マクロ的な概括的観察ではなく、ミクロ的に個別の企業の実際の税負担状況を分析する必要がある。

税高いのは「法定税率」

日本の法人税制で高いのは表面的な「法定正味税率」で、経済的な意味での「実効負担率」が低い。大企業は驚くほど軽い税金しか払っていない。特に、グローバル巨大企業の地球的スケールでの税逃れ現象は目に余る一方中小企業は、限りなく法定税率に近い税負担を課せられている。

政策税制による傾斜減税が租税特別措置として「隠れた補助金」となり特定産業や特定業種の大企業への特権的優遇税制となって課税の空洞化を生じさせている。産業政策としての1回限りの「補助金」による支援ではなく、毎年利用できる租税特別措置として88項目（研究開発減税等）もの政策減税を認めたことが、不公正税制の温床となり、税の伏魔殿化をもたらしている。財界が租税特別措置による政策減税での優遇税制を存置したまま法定税率の引き下げによる一般減税を要求

することは理不尽なことである。

巨額な受取配当収益を二重課税排除の名のもとに課税対象外としている論拠に問題がある。「法人とは何か」が門田である。法人は株主（個人の集団）のものでなくなっており、法人税法そのものが法人企業の経営実態から遊離した非現実的な法人税制の仕組みの上に成り立っている。それが時代遅れになり、複雑な税務会計のメカニズムが損金概念の拡大化を招き、空洞化の要因となっている。

グローバル企業の税逃れ

多国籍企業の世界的スケールの税逃れの工作を許しているのは国際課税の仕組みに欠陥があるからだ。国民国家を超えた企業の活動に、一国の行政権が及ばない抜け道があり、国際会計事務所等が、「今の法律でどうにもならない想定外」などの税逃れアドバイスしているのが現実である。その手口は、国際二重課税の排除を目的とする外国税額控除制度の欠陥の活用やタックス・ヘイブン（租税回避地）の乱用と、トランスファー・プライシング（移転価格操作）の乱用によって世界的スケールで巧みに租税回避操作が展開されている。

法人税率の引き下げによる減収を補てんする代替財源として「課税ベースの拡大」が企てられているが、それ以前に、課税ベースの歪みの是正による「公正化」が本筋である。タックス・イロージョンやタックス・シェルター（税逃れ）をなくすことを目指すべきであり、場当たりに課税ベースを膨らませることは、法人税制の歪みを拡大させ、「妖怪化」を招き、制度を崩壊させることになる。

民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、日本版LLP、商法上の匿名組合、信託、特定目的会社、投資法人、企業組合など、法人なのか、個人なのかがあいまいで、国によって取扱が異なる法の隙間を活用して税逃れを造出している。その上、複雑多様な会計操作やテクニックを駆使し、デリバティブを活用した複雑な金融派生商品や税逃れの金融操作

と投資ストラクチャーなどの巧妙な手法を活用した税逃れが横行している。

「法人税の払っていない大企業」の真相

上述のマクロ的分析もとづいて、富岡氏は個々の大企業について、実際に、どのような税負担になっているのかを具体的な分析に基づく各論を展開した。富岡氏の調査研究成果の真骨頂を示すもの。

「大企業の個別名」を公表したことに対し、「風当たりが強くなる」、「身に危険が及ぶ」との忠告や「勇気のある告発」などの激励を受けたことを披瀝。「恐れていたら、不公正税制の是正はできない」との言葉になみなみならぬ決意を感じさせた。

経済界やマスコミでは、「日本の法人税は高い」と大合唱しているが、2013年3月期の「法定正味税率」は38.01%であるのに対し「実効税負担率」は非常に低くなっている。負担率の低い順に並べると以下の如くである。

- ▼第1位 三井住友 FC は、①税引前純利益1,479.85億円、②法人税等300万円、③実効税負担率0.002% ▼第2位 ソフトバンク ①788.85億円、②500万円、③0.006% ▼第3位 みずほ FC ①2,418.97億円、②2.26億円、③0.09% ▼第4位 三菱 UFJFC ①1,886.99億円、②5.77億円、③0.31% ▼第5位 みずほコーポレート ①2,577.73億円、②67.14億円、③2.60% ▼第6位 みずほ銀行 ①2,631.98億円、②89.80億円、③3.41% ▼第7位 ユニクロ（ファーストリテイリング） ①756.63億円、②52.33億円、③6.92%

以上7社が「実効税負担率」10%未満の企業で、10%台が、オリックス12.17%、三菱東京UFJ銀行12.46%、キリンHD12.50%、ANAホールディングス13.11%、住友商事13.52%……18位日産自動車20.45%……25位本田技研工業25.72%……30位トヨタ自動車27.90%（新書31～37ページの表）と、著名の大企業は、のきなみ30%には達していない。

2006年までは法人税等のランキングが公表されていたが、それ以降、未公表のため「禁

じ手である」が、有価証券報告書等にもとづいて算出したものである。個別企業から「訴えられるのでは」との忠告も頂いたが、残念ながら（そうなれば、話題になり、本がいつそう売れる可能性、企業の反論で経理の実態も明らかになる可能性が生まれる）そういう事態に至っていないというエピソードも紹介された。

法人税改革の方向

さらに富岡氏は、法人税改革方向性について以下のように述べた。逆進性の強い酷税である消費税が大幅に増税されているのに、大きく儲かっている大企業の税金である法人税を減税することは、税の論理からも大きく矛盾している。

日本の法人税が高いのは、表面的な法定税率であり、大企業の実際の「実効税負担率」は驚く程低く、「国に税金を払わない大企業」の巨大な一群が存在している。その主たる要因は、課税ベースに抜け穴による大きな欠陥があり、歪められ矮小化し空洞化しているからである。

まとめとして、租税は、納税者国民の租税負担能力に応じて適正に配分し、公正にその負担を求めなければならない。最大のポイントは、課税の基準となる課税ベースが真の意味において論理的かつ正常な姿に形成されているかにかかっている。

税務会計学研究は、この課税ベースの本質の究明とその計測に関し、専門技術的に科学的研究を進め、「税務会計原則」を鮮明にし、税制改革のメルクマールとなる具体的指針を提供する必要がある。税務会計学研究による真実の税負担状況の実相の解析結果を踏まえるべきであり、表面的な観察だけでムード的な漫然とした核心を衝かない「的はずれ」の議論や、改革が行われることを防がなければならない。

最新データによる「実効税負担率」

次いで富岡氏は新書発行後の最新データの研究成果を踏まえて、巨大企業の「避税」の

凄まじい手口と秘策の実態について実名を挙げて徹底検証をした最新の報告を行った。

2013年3月期と2014年3月期の法人の所得に対する「法定正味税率」（国税の法人税と、地方税の法人住民税、法人事業税の3つを合計した法定の合計税率）は「38.01%」であるのに対し、2年分を平均しての「実効税負担率」が1%に達しない企業は、三井住友FGが0.001%、ソフトバンクが0.003%、みずほFGが0.097%、三菱UFJFGが0.306%と4社ある。6%以上10%未満の企業が4社（ファーストリテイリング、丸紅、アステラス製薬、みずほ銀行）、10%台の企業が11社、20%台前半企業が10社、20%台後半の企業が10社も存在する。比較的に多くの法人税を払っているサントリーHD、三井不動産、日産自動車、キャノン、本田技研工業、三菱重工業、東芝などの著名な企業でも20%台で、30%には達していない。東芝、JXHD、日揮、味の素、トヨタ自動車、クボタ、スズキなどは30%台だが、すべてが32%未満にとどまっている。

これらの企業は、すべて、税引前純利益が1期で600億円以上の日本経済をけん引する巨大企業であるが、法定正味税率38.01%に比べると実際の税負担は驚く程低くなっている。経済界と大企業、マスコミが言う「日本の法人税は高い」との批判は当たらない。

巨大企業の「逆累進構造」

現在の日本の法人税の実際の負担は企業の規模により著しく格差が存在している。資本金100億円以上の階級の巨大企業の法人税等合計税額の平均負担率は、17.20%で法定正味税率38.01%の半分にも達しない低いレベルである。

これに対し、資本金1億円超で5億円以下の中堅中小企業の階級は37.92%の負担で限りなく法定正味税率に近い。また、資本金1億円以下の法人には中小企業に対する軽減税率（年所得800万円以下の部分は15%に減税）が適用されても35.22%である。しかも、

資本金1,000万円以下の小規模企業の平均負担率(30.07%)は資本金100億円超の巨大企業の負担率17.20%とくらべはるかに高い。

日本の法人税の負担構造の現状は、「巨大企業が極小の税負担」で「中堅中小企業が極大の税負担」の逆累進構造となっている。この異常事態の要因は、企業優遇税制である租税特別措置の政策減税が特定の大企業に集中していること、受取配当金の課税除外など法人税制の仕組みに欠陥があること、税務会計システムのメカニズムに歪みがあり、課税ベースが縮小していることによるものである。

課税ベースの歪みによる縮小化の最大の元凶は、タックス・イロージョン（課税の浸蝕化）とタックス・シェルター（課税の隠れ場）であり、これらが税務行政の機能不全に拍車をかけている。

富岡氏は15年間国税の徴収・査察に従事した経験をふまえ、「脱税をしていない会社はない」とし、大企業はどのように法人税をすくなくしているか、その課税逃れの手口について述べるとともにこれへの税制上の対応、激化している世界税金戦争の実態についてのエピソードを披露した。加えて大企業の税逃れの実態に、法律と税務体制・能力が追いついていない現状があること、課税逃れの手口がますますひどくなっている実態を明らかにした。

税負担格差是正による5兆3556億円の増収

以上の分析に基づいて富岡氏は、法人税合計税額の平均率（24.74%）と法人税等合計の法定正味税率（38.01%）との格差を是正すれば単年度で5兆3,556億円もの増収が想定されることの資産を示した。さらに同氏はこの増収額は消費税2%分に相当するものであり、消費税のさらなる増税の必要はないことを強調した。

安倍総理は「法人税を成長志向型に変える」として、法人3税の法定正味税率34.62%を2015年度は2.51%引き下げて32.11%に、2016年度はさらに財源となる外

形標準課税の拡充を踏まえ0.78%以上上げて31.33%以下にしようとしている。さらに、「数年間で20%台に引き下げる」ことを目標にしている。

富岡氏は、大儲けしている巨大企業がグローバル化し、無国籍化して税制の欠陥や抜け穴を巧みに活用し、地球的スケールで課税逃れしていることが、日本の税制を空洞化し、財政赤字の原因を作り出していると指摘し、安倍政権の法人税減税の執念は、国家財政を破たんさせる危険を招くと手厳しく批判しました。

一方、安倍政権は、2015年度、法人税の減税については「恒久減税は恒久財源」として税制上の欠陥や企業優遇税制の見直しを行っている。すなわち①受取配当金の損益不算入制度の見直し。株式保有割合25%以上の関係法人から、3分の1超に引き上げる。②試験研究の税額控除制度の限度を法人税額の25%とする。③欠損金の繰越制度を見直し、現行の控除額限度を所得の80%から、65%、50%と段階的に引き下げる。④外形標準課税の拡大など行おうとしている。しかしこれらの見直しは日本経団連が許容できる範囲のものでしかない。課税ベースの改革は、税率引き下のため代替財源探しではなく「公正な税制」の構築をベースにすべきであると明確に指摘した。

消費税収入が法人税減税の穴埋めに

消費税は1989年に3%で創設され、1997年に5%、2014年に8%に引き上げられたが、2017年には10%にアップされようとしている。一方、法人税率は、1984年の43.3%が、1988年には42.0%、消費税導入時の1989年には40.0%、1990年には37.5%へと連続的に引き下げられ、さらに1998年に34.5%、1999年に30.0%、2012年に25.5%へと引き下げられた。2015年度以降にはさらなる引き下げが目論まれている。

消費税は社会保障のための財源であるとしてきた政府の宣伝とはうらはらに法人税減税の財源となったことは明白である。法人3

税の税収は、最高であった1989年度の29.8兆円が、2014年度では17.6兆円まで落ち込んでいる。

法人3税の1989年度から2014年度までの26年間の累計総減税額は255兆円であるのに対して、同時期の消費税収額は282兆円で、消費税収のほとんどが法人税の減収の穴埋めに消えたことは明らかである。消費税増税が社会保障の充実、財政再建のためでもなかったのである。そのことを指摘した上で富岡氏は、税制改革では、消費税の再増税ではなく、大企業税制の欠陥を是正し、地球的スケールでの税金逃れを防止させ、大企業が「まともに」法人税を払うよう「法人税の再建」をはかるとともに健全な企業秩序の確立のために努力すべきことを力説した。

このままでは日本の将来が危うくなる

最後に富岡氏は大企業からあまり多くの税金を徴収しない仕組みを構築し優遇する一方、国民に過重な負担をかける税制が実現することは危険な動向である。アベノミクスが掲げるように、「企業が世界で一番もうけやすい国にする」税制になったら、日本の将来を危うくするなど指摘した。

法定正味税率を10%引き下げるための財源として財務省や政府税調は、年間5兆円程度が必要と考えており、結局は消費税のさらなる増税に加えて、国民に負担を強いる増税策しかない」と説明している。

富岡氏は結びの言葉として「税制公正化への魂の覚醒を求め、課税ベースの『妖怪化』（お化けのようになること）を防ぎ、真に平和で文化の香り高く、世界から尊敬されるすばらしい活力ある企業社会と国の姿を構築していきたい」と述べた。70年の長きにわたる税務行政、大学での税務会計学研究を通して民主的な税制を目指す熱意あふれる講演であった。90歳を越えても、なお衰えない研究への真摯な姿勢に敬意を表します。大企業の税制の暗部をあばき、税制公平化のために、さらなる貢献を期待します。

質疑応答

——資本主義の最大のおかしいことは、法人を人間（個人）と同じに扱うことではないか（人間には寿命にかぎりがあるのに、企業は未来永劫に不滅である）。人間が作った土俵の中に企業が入り込んで支配することはおかしいのではないか。

富岡氏 まったく同感である。肉体なしで永遠に続く怪物でもある。会社って何か、以前は終身雇用で働く人を守っていたが今は全く変わってしまった。税の立場から見ると、所得税中心であったものが、明治32年の日清戦争の後、法人が経済の主体になり、昭和15年に法人税が独立して、さらに戦争するための財源として物品税や相続税が導入された。新しい戦争を始めるときには増税が必ず行われている。戦争する国にしてはならない。

——二重課税の防止するためという理由で受取配当に課税しない実態についてどう見るのか。トヨタでも受取配当1,100億円のうち20億円の増税に過ぎないが、どのくらいが適正

なのか。

富岡氏 産業振興は、基本的には補助金で行うべきである。税制で行うと会計検査院のチェックが効かないので伏魔殿になる恐れがある。第一生命は2008年3月期から2014年3月期までの7期間で、3兆9,660億円の受取配当があるが、ほとんど課税されていない。会社法改正で利益がなくても利益配当をできるようにした。完全子会社以外は課税の対象にするのが筋ではないか。

最後に、当研究所の岩見良太郎研究委員会委員長が、「今日の講演では税金を強奪する巨大企業の凄まじい実態が解明された。それは税金分野だけでなくあらゆる分野で起きている、株価操作、再開発、補助金、規制緩和など、国民の立場から監視、是正させていく大きな戦いが今求められている。今日の講演を機にあらゆる分野での研究・分析に基づく反撃を繰り広げて行こう」と、閉会のあいさつを行いました。有意義な講演会でした。

空襲・戦災を記録する会全国連絡会議第45回東京大会の報告

「空襲・戦災を記録する会全国連絡会議の大会」は1971年に始まり、毎年開催され今年が第45回大会である。今年も東京大空襲・戦災資料センターが開催を引き受け、東洋大学白山キャンパスをお借りして、開催した。今年も、戦後70年の節目の年であるが、この節目は、空襲体験者が元気に体験を語る最後の節目に当たると思われる。そのため今年も体験者の語りやテレビ・新聞で多く紹介されるとともに、非体験者が主体的に空襲体験を伝えるさまざまな取り組みも試みられた。また、アメリカ軍の資料の研究成果を踏まえて、日本側の資料や体験記などを見直して、空襲による民間人の被害の実相や、戦後における補償の実態を明らかにする研究も進められた。

こうした各地での取り組みの成果を持ち寄り、交流する場としたいと思い開催した。実際、空襲体験者の補償を求める運動についての報告に加えて、補償を求める運動から提起された研究課題の提示、非空襲体験者の研究報告、体験継承の試み、空襲遺跡の保存、空襲犠牲者の名前を明らかにし記名碑を建てる取り組みなどについて報告があった。東京大空襲・戦災資料センターも現在進行中の科学研究費の助成を受けた研究の報告をそれぞれの研究代表者の井上祐子氏と大岡聡氏にお願いした。井上氏の報告は本号に、大岡氏の報告は次号に、加筆してそれぞれ掲載する。東京大会は、今後開催地の引き受け地域がない年に、大学などを借りて簡易な方法で交流会を開く方式

の試みとして開催した。詳細は以下の通りである。

1. 日時……2015年8月22日(土)午後、23日(日)午前

2. 会場……東洋大学白山キャンパス1号館6階1604号室

3. 第1日目……8月22日(土)13時30分～17時30分 参加102名

●挨拶

開会挨拶 今村修氏(空襲・戦災を記録する会全国連絡会代表幹事)

東京大空襲・戦災資料センター挨拶 早乙女勝元氏(館長)

会場提供校挨拶 植野真澄氏(東洋大学文学部教員)

●各地・各団体からの報告 14時～17時30分

司会 青木哲夫(東京大空襲・戦災資料センター主任研究員)

(1) 井上祐子氏(同センター)「写真に見る東京空襲の被害」

(2) 大岡聡氏(同センター)「1960～1980年代の空襲被災者運動」

(3) 西沢俊次氏(東京空襲犠牲者遺族会)「『全国空襲都市ネット』について——総務省「一般戦災ホームページ」の充実に向けて」

(4) 大前治氏(大阪空襲訴訟弁護団)「空襲被害を拡大させた国内的要因——防空法と情報統制の実態」

(5) 今村修氏(青森空襲を記録する会)「青森空襲と防空法」

(6) 安間慎氏(豊橋空襲を語り継ぐ会)「『続 豊橋空襲体験記』発行と犠牲者名簿発見」

(7) 大野幹夫氏(とちぎの空襲・戦災を語り継ぐ会)「とちぎの空襲・戦災を記録する会の発足について」

(8) 浄土卓也氏(高松空襲を記録する会)「『記録する会』が主催または協賛している集会・催しについての若干の報告」

(9) 藤井厚氏(横浜の空襲を記録する会)「戦後70年・取り組みの報告」

(10) 文箭祥人氏(ピースおおさかの危機を考える連絡会)「公立の「ピースおおさか」の展示リニューアルの問題点」

(11) 伊藤章夫氏(千葉市空襲と戦争を語る会)「2015年戦後70年——千葉市空襲記録と再び戦争を繰り返さない市民運動の到達点を繰り返さない市民運動の到達点」

●懇親交流会 18時30分～20時30分 57人参加
会場：東洋大学白山キャンパス6号館地下1階の学食フロア

4. 第2日目……8月23日(日)9時30分～11時30分 参加74名(うち2日目のみの参加者7人)

●各地・各団体からの報告

司会 山本唯人(東京大空襲・戦災資料センター主任研究員)

(12) 中島裕子氏(岐阜空襲を記録する会)「戦争体験を伝える広告手法を使った取り組み——効果&短所を含めて」

(13) 佐野明子氏(静岡平和資料館をつくる会)「静岡平和資料館をつくる会の活動報告」

(14) 牛山鈴子氏(全国空襲被害者連絡協議会)「全国空襲被害者連絡協議会が切りひらいてきたこと」

(15) 榎本喜久治氏(東京空襲犠牲者遺族会)「東京空襲遺族会が切りひらいてきたこと」

(16) 牛田守彦氏(武蔵野の空襲と戦争遺跡を記録する会)「戦後70年を迎えた武蔵野での取り組み」

●挨拶

次回開催地挨拶 新妻博子氏(仙台空襲研究会)

閉会挨拶 工藤洋三氏(空襲・戦災を記録する会全国連絡会事務局長)

●東京山の手空襲関連史跡見学 13時～16時30分

東洋大学の大会会場で説明後、徒歩で、追悼碑、被災樹木などを見て、日暮里駅で解散した。追加で日暮里駅から鶯谷駅まで手路線の電車に乗り、上野公園のなかを見た。当初の参加者は37人、上野公園まで行った方は17人である。

案内 山辺昌彦(東京大空襲・戦災資料センター主任研究員)

見学箇所 ▼(1) 栄松院のスタジイ 文京区向丘2-35-7 ▼(2) 駒込大観音のシラカシ、サワラ

文京区向丘2-38-22 ▼(3) 御林稲荷社のイチョウ

文京区千駄木5-6 ▼(4) 文京区立森鷗外

記念館のイチョウ 文京区千駄木1-23-4 ▼

(5) 坂下平和地蔵 文京区千駄木3-43-17 ▼

(6) みしま地蔵 台東区谷中3-7-1 ▼(7) 都

立谷中霊園のスタジイ 台東区谷中7-16

見学箇所(追加) ▼(8) 慰霊碑 哀しみの東京大空襲 台東区上野公園18 寛永寺の現竜院の墓地入口 ▼(9) 両大師脇の仮埋葬地跡 台東区上野公園17 ▼(10) 東京都美術館のイチョウ 台東区上野公園8 ▼(11) 時忘れじの塔 台東区上野公園1

写真に見る東京空襲の被害

東方社撮影の東京空襲被害写真について

井上 祐子

(いのうえ・ゆうこ 東京大空襲・戦災資料センター 主任研究員)

はじめに

東方社は陸軍参謀本部傘下の団体として、1941年春に結成された。初代理事長には岡田桑三が就任し、理事として林達夫、岡正雄、岩村忍などが参加した。また、木村伊兵衛が写真部主任を、原弘が美術部主任を務めた。後に中島健蔵なども加わる。東方社は大型グラフ雑誌『FRONT』など陸軍の対外向け写真宣伝物の制作を主な業務としていたが、陸軍の行事や学校、新鋭飛行機など、陸軍が記録や報道向けに必要とする写真の撮影にも携わっており、空襲被害写真もその一環として撮影されたものと思われる。

東京大空襲・戦災資料センターでは、2011年にこの東方社及び戦後同社を継いだ文化社の写真ネガ約18,000点の寄贈を受け、「青山光衛氏旧蔵東方社・文化社関係写真コレクション」（略称「東方社コレクション」）として整理・研究を進めた。その研究成果については、これまでに3冊の報告書（井上祐子・山辺昌彦・小山亮・石橋星志『アメリカ軍無差別爆撃の写真記録——東方社と日本写真公社』2012年、山辺昌彦・小山亮・石橋星志『東方社と日本写真公社の防空・空襲被害写真』2013年、井上祐子・植野真澄・大岡聡・山辺昌彦・小山亮・石橋星志『戦中・戦後の記録写真——「東方社コレクション」の全貌』2014年、発行はいずれも公益財団法人政治経済研究所附属東京大空襲・戦災資料センター）を刊行しているので、参照いただきたい。

東方社では戦後写真ネガを各撮影者に分配しており、「東方社コレクション」は何らかの理由で撮影者に戻されず、文化社の旧事務

所に残されていたもの、つまり東方社・文化社が撮影・収集した写真ネガの一部である。そのため東京大空襲・戦災資料センターでは、「東方社コレクション」以外の空襲被害写真を発掘するべく、東方社カメラマンの遺族の元に残されている写真の収集にもあたり、菊池俊吉・林重男・別所弥八郎・後藤種吉各氏のご遺族から資料の提供を受けた。「東方社コレクション」と各ご遺族からの資料を合わせて、現在、東方社カメラマンが撮影した東京都区部への空襲（以下、東京空襲と表記）の被害関係写真955点を確認している。これらの写真の大部分は、『決定版東京空襲写真集』（東京大空襲・戦災資料センター編、2015年、勉誠出版）に収録したので、こちらともあわせて参照いただきたい。

本稿では、「空襲・戦災を記録する会全国連絡会議第45回東京大会」（2015年8月22日）において報告した内容をもとに、東方社のカメラマンたちが撮影した東京空襲の被害写真の特徴について述べるとともに、それらの写真から見える東京空襲の被害状況について考えていきたい。

1 東京空襲被害写真の撮影を巡る状況

戦時下においては、軍機保護法などの中に写真撮影に関する規制事項が設けられていたが、「防諜」の掛け声の下、カメラを持つ者は白い眼で見られるような状況にあった。『アサヒカメラ』（1941年1月号）では、写真撮影についてカメラマンに細心の注意を促す「防諜標語写真ポスター集」を紹介しており、「めくら写しはスパイの手先」や「此処は写してよいとこか」などの標語を入れたが

スターの実例が掲載されている。さらに1942年4月18日に初空襲を受けると、空襲の報道についても規制が敷かれ、朝日新聞社の横田省己によると、「空襲による家屋その他の建造物の被害ならびに復旧状況に関する記事、写真」、「死者又は傷者の運搬状況に関する写真」、「死体写真」などは、新聞への掲載を禁じられた（「がんじがらめの言論」『週刊朝日』1958年5月14日号）。

その一方で、東京では東部軍国防写真隊が結成（1943年11月19日）され、同盟通信社・朝日新聞社・毎日新聞社・読売報知新聞社・日本映画社のカメラマンたちが空襲時に出動を命じられ、写真撮影を行っていた。しかし、前述のように、当局は被害の実態の報道を禁止しており、新聞などに掲載されている写真は、いずれもB29の墜落や遁走などで、日本側の被害の写真はない。国民の士気を鼓舞するような記事・写真の掲載が奨励される中、報道機関が被害の実態を撮影することは難しかっただろう。このような状況の中で、空襲被害の写真を公然と撮影できたのは、軍や警察の関係者に限られていた。

東方社が空襲被害写真を撮影した目的は、空襲の記録を残し、陸軍の参考に資するとともに、写真宣伝物に利用するためもあったと考えられる。実際に、アメリカ軍の無差別爆撃の非人道性を訴える中国向けのポスターに空襲被害写真が利用されている（図1）。



図1 東方社作製ポスター

出典：多川精一『戦争のグラフィズム——回想の「FRONT」』平凡社、1988年

東京空襲の被害写真については、警視庁のカメラマン石川光陽の写真が有名であり、貴重な資料である。東方社撮影の写真の特徴については、次に述べるが、石川光陽の写真は警視庁の記録であることを主眼としており、遺体写真や負傷者・埋没者の救出・救護、警察や消防の活動などを多く撮影しているところに特徴があろう。

東京空襲の被害を撮影したカメラマンとしては、この他に日本写真公社のカメラマンがある。日本写真公社は、内閣情報部及び情報局の下で『写真週報』に掲載する写真の撮影・収集を行っていた写真協会の後継団体であり、1944年6月に結成された。日本写真公社にも国防写真隊が結成され、空襲最中の模様や負傷者の救護、空襲直後の被害状況などを撮影している。また、空襲後数日を経た焼跡の暮らしの様子などを日本写真公社として撮影している。

空襲の被害状況は、これら軍や警察に関係する特権的なカメラマンにしか撮影が許されなかったものであり、また撮影された写真のほとんどが戦時下においては公表されず、秘匿された。東方社撮影の写真については、戦後『アサヒグラフ』（1975年3月14日号）の「特集 未公開写真 日本大空襲」や『銀座と戦争』（平和博物館を創る会編、1986年、平和のアトリエ）などに一部が掲載されたが、多くが戦時下そして戦後も、陽の目を見なかった。しかし、その中には石川光陽や日本写真公社の各カメラマンが写していないものも撮影されており、東京空襲を伝える貴重な記録となっている。東方社の写真と石川光陽及び日本写真公社の写真、さらには報道機関や米軍が撮影した写真など、立場や視点の異なる撮影者たちが写した多様な写真群を相互に比較検証することによって、東京空襲の被害の実相により近づくことができるだろう。

2 東方社の東京空襲被害写真の特徴

表1は、東方社が撮影した東京空襲の被害写真の概要である。前述のように「東方社

表1 東方社撮影東京空襲被害写真概要

空襲日	撮影日	撮影場所(区)	主な対象・被写物	枚数	
44.11.24	同左	荏原	民家の被害、片付	54	
44.11.27	同左	渋谷	民家・東郷神社・海軍館の被害	88	
44.11.29～30	同左	深川・浅草	夜間空襲、罹災者救護所での接待、消火活動	26	
44.12.3	44.12.3～4	杉並・板橋	天沼陸橋の復旧工事、高井戸国民学校の片付、桜台駅附近の民家の被害と片付	143	
44.12	同左	日本橋	空襲からの退避	23	
45.1.27	同左	麹町・京橋	繁華街の商業施設の火災・被害、消火活動、泰明国民学校の被害	146	
		京橋	泰明国民学校の被害	11	
45.1.28	45.1.30	本郷	日本医科大学・根津神社の被害・片付	25	
45.2.19	同左	渋谷	米軍機墜落による火災・被害	88	
45.3.10	同左	麹町	東方社屋上から見た夜間空襲	9	
		(45.3)	暁星中学校の被害	12	
		45.3.20	本所・浅草 ・下谷	浅草寺・浅草仲見世・不忍池弁天堂・忍岡国民学校・大正寺の被害、罹災者用タクシー	73
	不明	日本橋	焼跡の街の様子	3	
45.4.13～14	(45.4)	麹町	雙葉高等女学校・上智大学の被害	22	
45.5.24～26	(45.5)	芝	慶應義塾大学の被害・片付、泉岳寺の被害、バラックと周辺の人々	57	
45.5.25～26	同左	麹町	夜間空襲消火活動、焼跡での告別式	12	
		45.5.27	小石川	カテドラル関口教会の被害	24
		45.6.5	豊島・牛込	東京鉄道教習所の焼跡での体操、バラックの店舗	34
		(45.5～6)	麹町・神田	焼跡の片付、焼跡での新聞販売、バラックの店舗、バラックでの暮らし	46
	(45.6)	麹町・芝	仮設風呂屋、罹災者接待所	30	
不明	不明	不明	空襲で被災した工場での作業風景	29	

注：空襲日・撮影日の年は西暦下2桁のみ記載、()は推定。撮影場所(区)は当時の行政区。

コレクション」はネガフィルム群であり、文字資料はネガシートのメモなどに限られる。また、遺族のもとにも、撮影日誌などの文字資料は残されていない。そのため、撮影された写真の内容やネガの順序などから撮影時期や撮影場所を推定せざるを得なかったものも多いが、ここでは全体としての大まかな特徴について述べていきたい。なお、表1では撮影者名は割愛したが、撮影者については判明しているものが多いもの、していないものもある。東方社で東京空襲関係の写真を撮影したカメラマンとしては、菊池俊吉・後藤種吉・小山進吾・関口満紀・林重男・別所弥八郎・光墨弘・渡辺勉が確認できている。

表1にあるように、東方社の写真は、空襲直後から数日後の間に撮影されたものが多い。1945年1月27日の銀座空襲は、石川光陽や日本写真公社国防写真隊も撮影しているが、東方社では最も枚数が多い。次に多いのが1944年12月の天沼陸橋の復旧工事(92枚)だが、ここでは3日の夜から翌4日にかけて学生などを動員して行われた作業の様子が撮影されている。東方社では、資材が比較的

潤沢にあったと思われる、これらの撮影では複数のカメラマンが被害地に赴いている。複数のカメラマンが撮影している場合は、同一対象を時間をずらしたり、異なる角度から撮影するなどしており、被害や復旧の様子がより詳しくわかる。また、東方社の写真の中には、事務所があった麹町区(現千代田区)九段の7階建てのビルの屋上から撮影した写真が含まれているが、当時軍機保護法で地上20m以上の高所からの撮影は禁止されていた。石川光陽も日本写真公社のカメラマンも高所からの撮影を行っているが、彼らが特権的なカメラマンであったことがここにも表れている。

内容の特徴としては、人的被害は撮影していないが、民家・学校・宗教施設・商業施設などの非軍事施設の被害状況が多数撮影されていること、焼跡での片付や復旧作業、バラックでの生活など、空襲後の人々の動向が多いことなどがあげられよう。

B29爆撃機による東京への本格的な空襲は、1944年11月24日に始まるが、米軍は中島飛行機武蔵製作所を第1目標とするとともに、それが爆撃できないときには東京の市街地を

第2目標としていた。11月24日の空襲被害については、日本写真公社国防写真隊が神田区の被害を撮影しているが、民家の被害写真はなく、本格的な空襲が始まった初日から民家が被害を受けていたことを示しているという意味で、東方社の写真は重要であろう。また、その3日後の11月27日には、民家の被害とともにバケツリレーなど消火作業にあたる人々の姿も撮影されている。

小学校から中学校、高等女学校、大学まで様々な学校の被害を撮影していることも大きな特徴だが、同時に中学生や大学生がその片付に動員され、作業を行っている様子をとらえていることも重要であろう。また、人々が心のよりどころとする宗教施設の被害をとらえたものも多く、さらには、被害を受けた後、おそらくは心配してであろう、それら宗教施設に集まってくる人々の様子も撮影している。これらの写真からは、民間人の生活の場が次々と破壊されていったことが読み取れる。また、米軍機の墜落による火災被害など、爆撃による被害以外にも、空襲に関連した被害があったことがわかる点も重要であろう。

大きな被害が出る中で告別式を行うことは難しかったと思われるが、1945年5月26日に撮影された焼跡の告別式では、ありあわせの材料で作られた棺と祭壇、そこに供えられた花や参列者などが写されており、ものがない中でもできるだけのことをして犠牲者を弔おうという遺族たちの気持ちが見てとれる。また、焼跡が広がる路上で売られる新聞を買うために多くの人が列をなしている写真からは、情報を求める人々の切実さが感じられる。ブラックでの暮らしや焼跡の工場で働く人々の写真には、空襲にもめげず、復興に取り組んでいることを強調するために演出されたと思われる写真もあるが、東方社の写真は、空襲の被害状況とともに、その中で人々がどう暮らしていたのかも写し出している。

菊池俊吉は、「当時は軍から、惨状より救出活動を中心に撮れと指示されたが、結局利用されなかったものも少なくない」(『日本

経済新聞』1985年1月24日夕刊)と証言している。軍の望む写真は軍で保管されていたのかもしれないが、現在のところ、東方社の写真の中に救出活動と思われるものは発見できていない。現在確認できている写真以外にも空襲被害写真が存在する可能性があり、今後も発掘・調査を継続する必要がある。

おわりに

写真は個別的・部分的なものであり、現実の断片に過ぎないが、言葉では表せない具体性やリアリティをもって、物事を伝える力をもつ。そして、それはときに大きな衝撃力をもって、人々の認識に深く影響を与える。倒壊した民家や大きく損傷した校舎、炎につつまれる建物、あるいは焼跡の片付の様子を写した写真からは、空襲の凄まじさや民間の被害の大きさを具体的に知り、感じるができる。

家永三郎は、『ヒロシマナガサキ原爆写真・絵画集成1 被爆の実相』(家永三郎ほか編、1993年、日本図書センター)の序「映像記録の意味するもの」の中で、原爆の凄まじさを感じとるためには言語文章に加え、写真などの視覚資料が必要なことを指摘し、「原爆とともにやはり忘れられない東京大空襲の悲惨な光景を撮影した石川光陽氏の写真集などによって戦争の惨禍の認識の上で多くを学んだ」と述べている。東方社の空襲被害写真もまた、戦争の惨禍の認識に資するものである。これまでに蓄積された空襲に関する研究や証言に空襲被害写真を合わせることで、空襲被害のよりリアルなイメージを形成することができ、空襲被害の伝達・理解に役立つものと思われる。また、個々の写真の解読を深めることによって、これまでの研究や証言を裏付けられる可能性もあり、新たな発見もあるかもしれない。言語文章による記録と視覚映像による記録を合わせ見ることは、東京空襲の被害研究についても重要であろう。

また東方社では、東京だけでなく、横浜や川崎、千葉県などの東京近郊地や桂林・香港

など中国の空襲被害状況も撮影している。これら東京以外の内外各地の空襲被害写真も、空襲・戦災研究に資するものと思われる。これらの写真についても整理・研究を進め、空

襲研究の資料として活用できるように整備していくとともに、東京空襲の被害写真との比較検証を行い、写真を利用した空襲・戦災研究を深めていきたい。

研究所の動向（2015年4月～6月）

理事・監事・評議員の改選

6月17日の評議員会で理事、監事、評議員が新たに選任され、つづいて開催された理事会において代表理事と業務執行理事が選任されました。

▼代表理事・理事長 鶴田満彦 ▼業務執行理事 山辺昌彦 渡辺新（事務局長）▼理事 相田利雄 勝又信夫 北村浩 合田寛 塩沢俊之 齊藤壽彦 鶴田満彦 山辺昌彦 渡辺新 ▼監事 浦田賢治 菅隆徳 ▼評議員 赤澤史朗 大石雄爾 小野塚春吉 早乙女勝元 坂本暉正 建部正義 濱口武人 平山基生 笛木昭 前畑憲子 柳沢遊 山口不二夫 ▼会長 山口孝 ▼相談役 阿部国博 岩波一寛 北田芳治 北村実 河野先 小宮昌平 重富健一 杉山英夫 肥田舜太郎 渡辺貢

2015年度の研究費配分

【個人研究】 ▼土岐島雄：東亜研究所の米軍押収資料調査 ▼山田寿則：国際社会における核軍縮義務の規範構造に関する研究 ▼北村浩：ソーシャルワークと社会学理論 【プロジェクト研究】 ▼相田利雄：神奈川県における農業振興策の有効性に関する検討 ▼青木哲夫：「都内殉難者霊名簿」「東京大空襲 いのちの被災地図」を中心とした東京空襲の避難に関する研究 ▼合田寛：金融化・グローバル化と現代資本主義 ▼尾崎真一郎：「新自由主義」以降の社会構想の可能性 ▼渡辺新：歴史における国家と社会—中間組織と公共領域を中心に ▼野口邦和：環境・廃棄物 エネルギー問題の研究 【特定研究】 ▼鬼嶋淳：大井医院・大島慶一郎関係資料の整理と目録作成

理事会

4月15日 第1回理事会 2014年度事業報告書及び決算書について／理事・監事・評議員の改選について／『政経研究』編集委員長について／業務執行報告
6月1日 第2回理事会 研究員の採用について／監事監査報告、2014年度事業報告書ならびに決算書について／役員等改選について／募金について／東京中小企業問題研究室の今後について
6月17日 第3回理事会 代表理事1名選定の件／業務執行理事の選任ならびに各理事の役割について／東京大空襲・戦災資料センター運営委員会規定改正／会長・相談役の選任／特別募金の中止について／東京大空襲・戦災資料センター研究補助雇用について

評議員会

6月17日 6月定時評議員会 2014年度事業報告書及び決算書について／理事・監事・評議員の改選について

委員会等

4月22日 研究委員会 6月24日 同委員会
6月30日 『政経研究』編集委員会
5月4日 東京大空襲・戦災資料センター2015年度第1回運営委員会 6月8日 同第2回運営委員会

公開研究会

5月14日 富岡幸雄氏「法人税空洞化の現状とその再提案—核心を衝き方向を誤らない改革を願う」

研究会・研究室

4月12～13日 戦中・戦後の「報道写真」研究会、第7回研究会と調査
4月1日 霊名簿・被災地図研究会研究会、第44回研

研究会

4月23日 同第45回研究会 5月27日 同第46回研究会
6月25日 同第47回研究会
4月3日 空襲被災者運動研究会、準備の打ち合わせ
4月11日 同研究会、第1回研究会
5月26日 同研究会、T氏宅調査
6月23日 同研究会、S氏聞き取り調査
4月24日 現代経済研究室研究会 高田太久吉「金融資本主義をどう分析するか」

東京大空襲・戦災資料センターの事業

～4月12日 写真集刊行記念特別展「戦後70年にふりかえる東京空襲写真展」開催
4月28日 「体験者の会」開催
5月5日 「世界の子どもの平和像14周年のつどい」開催

刊行物

5月9日 吉田裕「歴史と語る」、『北海道新聞』
6月 『政経研究』NO.104
6月 『政経研究時報』NO.18-1
6月26日 アンガス・マディソン〔公益財団法人政治経済研究所監訳〕『世界経済史概観』岩波書店

政経研メールニュースの発行

4月3日 6月8日 6月20日 6月22日 7月2日
7月7日 8月3日 8月6日 8月11日 8月18日
9月20日

学会報告・講演など

5月16日 山辺昌彦 「立命館大学国際平和ミュージアム」のボランティアガイド対象の学習会で講演「東京大空襲を中心とする空襲について—この間の調査研究の成果を中心に」
5月23日 山辺昌彦 「すみだ地域学セミナー」で講演「写真で見る東京大空襲」
5月24日 山辺昌彦 「城南空襲を語り継ぐ会」の「城南大空襲展」で講演「城南大空襲について」
6月13日 井上祐子 日本マス・コミュニケーション学会春季研究発表会、ワークショップで問題提起「メディア史における「東方社コレクション」の意義と利活用の可能性」
6月20日 石井啓雅「2014年度産米価格暴落と生産調整廃止が意味するもの—アベノミックス農政の行方をめぐって」（2015年度日本農業法学会春期研究大会）
6月21日 青木哲夫 「豊橋空襲を語りつぐ会」の「平和講演会」で講演「「都内戦災殉難者霊名簿」の発見から「東京空襲 いのちの被災地図」作成へ—東京空襲の実態解明をめざして」

研究所関連の報道・紹介

4月1日 戸邊秀明「書評 『決定版 東京空襲写真集』、『歴史評論』NO.780、「戦後70年にふりかえる東京空襲写真展」の告知『日本歴史』NO.803、『地方史研究』NO.374
4月12日 テレビ朝日「皇室特番」 山辺昌彦が山の手大空襲を説明
4月17日 『朝日新聞』「東京空襲写真集2カ月の増刷」 山辺昌彦コメント
5月8日 『朝日新聞』「B29墜落の記事に反響 当時知る人ら語る」